

株式会社マネジメントセンター

茨城県水戸市住吉町 68-1

NEW108 202号室

Tel029-246-4671 Fax029-246-4672

編集責任者：松本幸雄

今月号のニュース

1. 「ISMSとPマーク」
中小企業が行うべき対策や具体的な事例
2. トピックス：中小企業に朗報！！
教育費用が税額控除されます！

「ISMS」と「Pマーク」

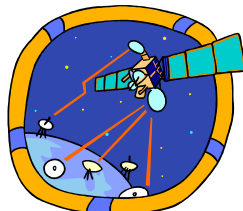
中小企業が行うべき対策や 具体的な事例（その2）

前回の「ISO NEWS 5月号」では、ISMSやプライバシーマークの概要をご説明しました。今回は、具体的な対策などを中心に事例を交えてご紹介します。

1. 個人情報保護の必要性

情報化社会といわれる現在では、個人・企業ともに様々な情報を管理しています。

私たち消費者にとっては便利な「サービス」も、裏を返せば“膨大なデータ”の管理などによって支えられています。この便利なシステムを維持していく為には、最低限守らなければいけないルールが必要です。それが「個人情報保護法」という形で具体化されました。



2. 個人情報とは

個人情報の概念は以下の通りです。

個人情報	特定の個人に辿り着くことの出来る情報のこと。（例えば 住所・氏名、電話番号、メールアドレス、名刺 など）
個人データ	個人情報を、探しやすい様に整理した状態のこと。（例えば パソコンで顧客管理の一覧表を作成したり、病院のカルテを五十音順に机にしまっている状態など）
保有個人データ	自社で追加・削除したり、書き換えることがで

きる「個人データ」のこと。（例えば 顧客名簿、社員名簿 など）

個人情報取扱い事業者

「保有個人データ」を6ヶ月間5,000件以上保有している企業が『個人情報取扱い事業者』となり、個人情報保護法の対象企業です。

3. 個人情報の取扱い

個人情報を取り扱う場合に注意する点が幾つかあります。（抜粋）



個人から情報をもらう場合

本人から利用目的についての了解を得る。

情報を利用する場合

本人に伝えた目的以外に利用しない。違う目的に利用する場合は、本人の了解を得る。

外部へ作業の委託を行う場合

信頼できる業者を選定し、管理する。

本人からの苦情や情報の確認が合った場合

苦情受付の窓口などを完備し確実に対応する。

安全管理の実施

管理者を決める、正しいデータを維持する、情報を見せないようにする、廃棄を安全に行うなどの管理が求められます。

4. 個人情報保護法と企業の対策

企業の実害とは

前述の「個人情報取扱い事業者」が、実際の個人情報保護法の対象となりますが、決してそれ以外の企業が無関係な訳ではありません。

情報漏洩の結果、個人情報保護法での罰則規定も当然考えられますが、莫大な費用が掛かる事例のほとんどが、被害者からの『損害賠償請求』なのです。

つまり、「個人情報取扱い事業者」に当たらずとも、個人情報の管理を行う事は企業の防衛手段として当然のことなのです！

具体的な管理事例

具体的な管理の事例としては、どんな企業でも当たり前前に使用している「パソコン」や、「個人情報資料の取扱い」が中心になります。



事例1) ノートパソコンの管理

何処にでも持ち運べるノートパソコンは、非常に便利。たくさんのデータも入れれば、いつでもインターネットに接続できます。

その反面、情報を狙っている悪い人たちには、格好のターゲットです。パソコンに入れておく情報の制限や、持ち運びに関する注意は今まで以上にルール化する必要があります。

事例2) 個人情報資料の取扱い

社内・社外を問わず、企業の中には様々な個人情報が氾濫しています。

書庫などに施錠を行い個人資料を管理することはもちろん、その書庫に何が入っているかも外部の人に知られない工夫も必要です。

また、社外に資料を持ち出すなどの場合は、車の中にカバンを放置しない(車上荒らしの注意)などの細心の配慮が求められます。

仕組みの重要性

以上のような対策を含めた「情報管理の仕組み作り」が、他社との差別化には欠かせません。

最近では、各地の公共事業についても、個人情報の管理が入札条件になっている自治体も増えています。

トピックス

~ 中小企業に朗報!! ~

教育費用が税額控除されます! ~

人材投資促進税制(経済産業省)

本年4月1日より、「企業における人材育成への取組を強力に後押しするため、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税から控除する制度」が創設されました。

概略は以下の通りです。

前2事業年度の平均教育訓練費より、増加した額の25%に相当する金額が当期の法人税額から控除される

限度額は法人税額の10%

中小企業については、地方税(法人住民税)においても適用される

適用年度は平成17年4月1日より、平成20年3月31日までの3年間

教育費の対象

- ・ 外部講師謝金
- ・ 外部施設等使用料
- ・ 研修委託費
- ・ 外部研修参加費
- ・ 教科書その他の教材費

上記の中には、ISO・プライバシーマークなどのコンサル費用も含まれますが、審査機関などへの審査費用は含まれません。



詳しくは経済産業省のホームページ、または「人材投資促進税制」で検索をしてみてください。

経済産業省HP <http://www.meti.go.jp/>

ISO14001:2004年版改訂コンサル

(1) 移行コンサルプログラム

2004年度版改訂規格の解説
文書化支援
内部監査・模擬審査

(2) 日程

トータル3日間(2~3ヵ月)
必要に応じて内部監査研修実施

(株)マネジメントセンターへの、
ご意見、ご質問をFAX又はメールで
お寄せ下さい!

FAX: 029-246-4672

Mail: watanabe@isommc.com